



宇美町共働のまちづくり 推進のための指針

福岡県宇美町

はじめに

少子・高齢化や都市化の進行、情報化の進展等、社会情勢が急激に変化する中、高齢者の生きが
いづくり促進をはじめ、安全安心なまちづくりの推進、子育て支援等、それぞれの自治体には、多
様化・複雑化する地域課題への対応が求められています。

宇美町では、このような状況に鑑み、平成14年度に「まちづくりは人づくり」を基本理念とし
た第4次総合計画を策定し、町民の皆様が学習された成果や、既にお持ちの知識・技術等を地域の
活性化等に生かす、いわゆる生涯学習を基底に据えたまちづくりを進めてきたところです。

また、平成23年度には、既存計画の理念を継承しつつ、「自助・互助・共助・公助」をコンセ
プトとする第5次総合計画を策定し、官民連携や自治力の強化に努めてまいりました。総合計画策
定後は、このようなまちづくりの具現化に向けまして、ソフト及びハードの両面にわたり様々な条
件整備や環境整備を図る中で、町民の皆様の自治意識が高まるとともに、環境問題、教育、子育て、
防犯等々、幅広い分野で多くの町民の皆様にご参画をいただいております。とりわけハード面にお
きましては、既存施設の有効活用と併せ、町民の皆様の知の拠点として、また交流活動の拠点とし
て整備いたしました「宇美町地域交流センター『うみ・みらい館』」が、世代を超えて活発にご利用
いただいております、大変嬉しく思っています。

このように、当町におけるまちづくりの取組が、草創期を経て充実期へと移行する中、一方で、官
と民の役割分担をどうするのか、また、町政運営の主体者である行政がどのようにリーダーシップ
を発揮し、官と民の共働を進めていくのかという課題等も発生しております。

そこで、共働に係る現状把握や、今後の方策等を構築するため、全課が参画する「宇美町共働のま
ちづくり推進プロジェクト・チーム」を庁舎内に設置するとともに、町民の皆様への啓発活動、人
材育成の一環としまして、各種講座の開催やパブリックコメントの収集等に鋭意取り組んでいると
ころでございます。

本指針は、当町のこういった歩みの中で、見えてきた成果や課題等を検証し、今後のまちづくり
の方向性を明確にすることを目的として策定いたしました。

最後になりましたが、本指針が、今後の当町におけるまちづくりの羅針盤として大いに活用され
ることにより、共働のまちづくりの取組が一層推進されますことを心から願っております。

平成25年7月

宇美町長 安川 博

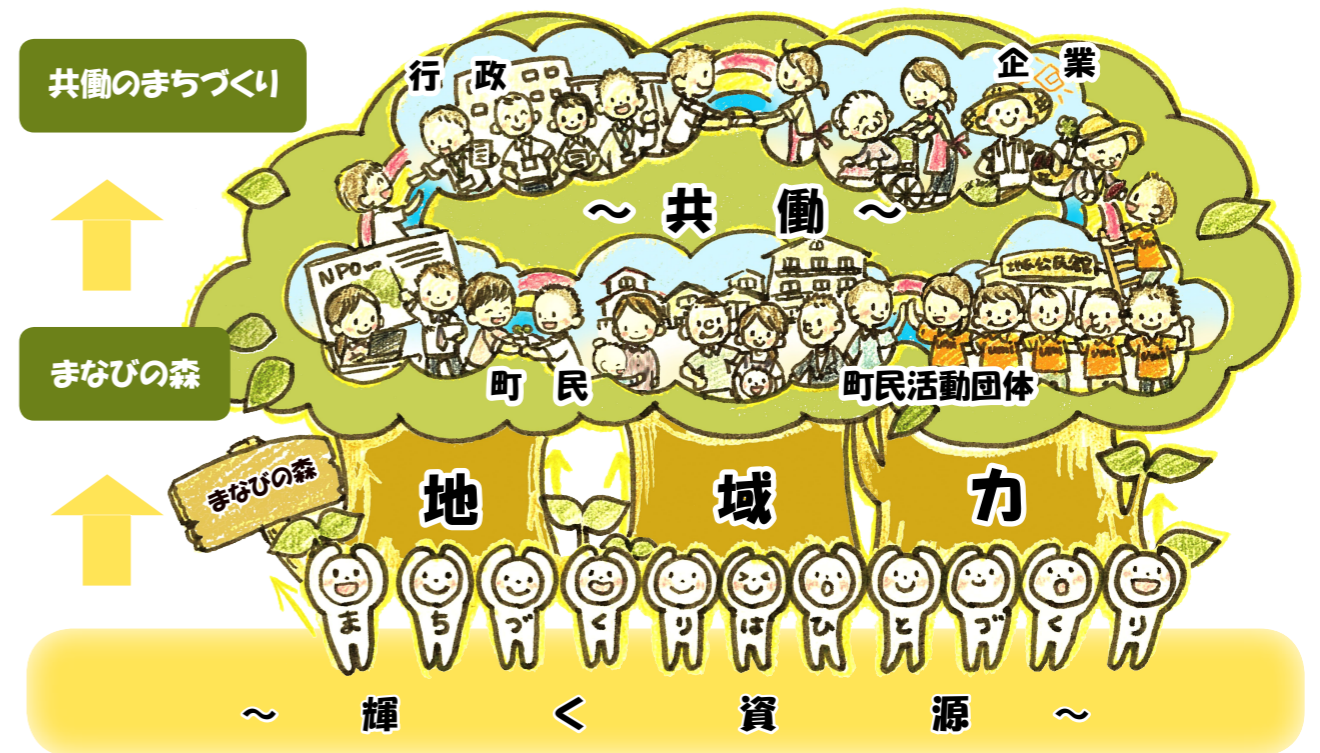
- はじめに 1
- 1. 共働とはなんですか 3
- 2. なぜ今、共働が必要なのですか 4
- 3. 共働に関わる主体とはなんですか 5
- 4. 共働の領域とはなんですか 7
- 5. 共働の形態にはどのようなものがありますか 8
- 6. 共働することで期待される効果はなんですか 10
- 7. 共働の原則 11
- 8. 共働を進めるにはどうしたらいいですか 12
- 9. 共働を進めるための環境づくり 14
- おわりに 16
- 用語集 17

1. 共働とはなんですか

宇美町は、平成23年7月に策定した第5次総合計画において「まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり」を基本理念に掲げています。

共働は、「共に」「働く」という2つの文字で表されています。この文字に込められた意味は、「町民等と行政は、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識しあい、認め合い、尊重しあい、対等な立場で、共に考え、共に協力し、共に行動していくまちづくりの実現を目指す」というものです。

そして、共働とはそれ自体が目的なのではなく、地域の課題解決や町民主体のまちづくりを実現するための手法の一つであり、町民等や行政の様々な主体が相乗効果を上げながら新たな仕組みや事業を創り出すことだと考えています。



<宇美町第5次総合計画・基本理念のイメージ図>



2. なぜ今、共働が必要なのですか

近年、少子高齢化が進行するとともに、一人ひとりの価値観やライフスタイルが多様化しています。また、集団よりも個人を尊重する風潮が次第に強くなり、そのことが地域に暮らす人々のつながりを弱め、地域の力を低下させてきました。

このような社会情勢の変化は、宇美町においても例外ではなく、町民の公共サービスに対するニーズもまた多様化、高度化し、よりきめ細やかで質の高い公共サービスが求められるようになりました。しかし、行政による公平・公正で均一的なサービス提供では、それらのニーズに対応していくことには限界があります。

また、町民は、これまでもボランティアや地域活動等、多くの分野でまちづくりに関わってきましたが、社会の変化により地域のつながりが次第に弱まってきたことで、その力を発揮する機会が減少してきています。地域の持っている個性や魅力が最大限発揮できるようなまちづくりには、地域に暮らし、地域を知る町民一人ひとりが、「自分達の地域は自分達で作る」という自治意識を持ち、その能力や経験を生かしながら社会参加することが必要不可欠です。

そこで、自治の根本理念である「自助・互助・共助・公助」のもと、町民等と行政が「共にまちづくりを担う主役である」という意識を持って、お互いの長所を生かしながら共働して公共サービスに取り組み、町民の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりをしていくことが求められるようになりました。

■自助・互助・共助・公助の考え

「自助」…他人の力にたよらず、当事者である自分（本人）で課題を解決する。

「互助」…自助で解決できないときは、まず家庭・友人・ご近所がサポートする。

「共助」…自助・互助で解決できないときは、地域（行政区）・NPO等がサポートする。

「公助」…自助・互助・共助でも解決できないときは、行政が支援活動を行う。



3. 共働に関わる主体とはなんですか

まちづくりの活動に携わる人や団体のことを「共働に関わる主体」といい、大きく分けると、町民、町民活動団体、企業、行政という主体があります。以下、それぞれについて説明します。



① 町民

町民とは、町内に住む、働く、学ぶ、町民活動を行う人等、日常生活で町と関わる全ての人のことをいいます。

具体的には、町民活動団体には当事者や支援者として、企業に対しては労働者や消費者として、行政に対しては有権者や受益者として、それぞれの関わりを持っています。



② 町民活動団体

町民活動団体とは、町民が自主的に参加して自発的に行う、営利を目的としない活動であって、社会貢献性を持つ活動を行う団体のことをいいます。

具体的には、行政区、子ども会、老人会等、地域の課題の解決に向けて活動する団体（地縁型組織）と、NPO、ボランティア等、営利を目的とせず公益の増進に寄与することを目的に活動している団体（志縁型組織）に大きく分けられます。



③ 企業

企業は、営利を目的として、経済活動を継続して実施する組織のことです。しかし、企業は社会の健全かつ持続的な発展があつて初めて成り立つものであることから、地域社会の一員としてより良い社会を築き支えるという広義の責任を負っているといえます。このような「企業の社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）」という概念から、企業は従前から地域と連携した社会貢献活動を行っていますが、より複雑で多様な課題の解決に向けて、様々な主体との共働を行うことで、効果的な課題解決を求める機運が高まっています。



④ 行政

行政（宇美町）は、一定の地域及びそこに住む町民を存立の基礎とし、その地域における行政事務を行う団体です。

これまで行政は、町民の要望に応え、公共サービスにおける行政の役割を拡大してきました。しかし、公共サービスは行政が一手に引き受け町民はそのサービスを楽しむという従来の考え方では、これからの社会情勢の変化に対応することができません。

もちろん、「公共の福祉」への貢献を行うことは行政の大きな責務ですが、今後もよりよいサービス、多様なサービスを継続的に提供していくためには、社会を支える他の主体との連携や協力は不可欠です。



4. 共働の領域とはなんですか

このようなことから、宇美町では、行政経営の最上位計画であり、なおかつ、まちづくりの指針である宇美町第5次総合計画において、「まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり」を基本理念と定め、共働を本格的に進めていくことを示しています。

■地域力の考え

地域は、そこに住み、働き、学び、活動し、その地域にかかわる町民一人ひとりによって構成され、支えられています。暮らしやすい安心できる町の実現には、町民一人ひとりの力が不可欠であり、この力こそが地域力の源です。

そして、一人ひとりの力を結びつけることで、また、自治会・事業者・団体・NPOや自治体等、地域社会を構成する様々な主体が連携・協力することで、その地域力は力強くなり、町の輝きがさらに高まっていきます。

また、これらの主体以外にも、大学等の学術研究機関、地域の学校、商工会、農協等の地域を基盤とした組織等、多様な主体が加わり、それぞれが持つ特性や資源を生かすことで、事業に広がり生まれ、さらに効果的なものにしていくことができます。



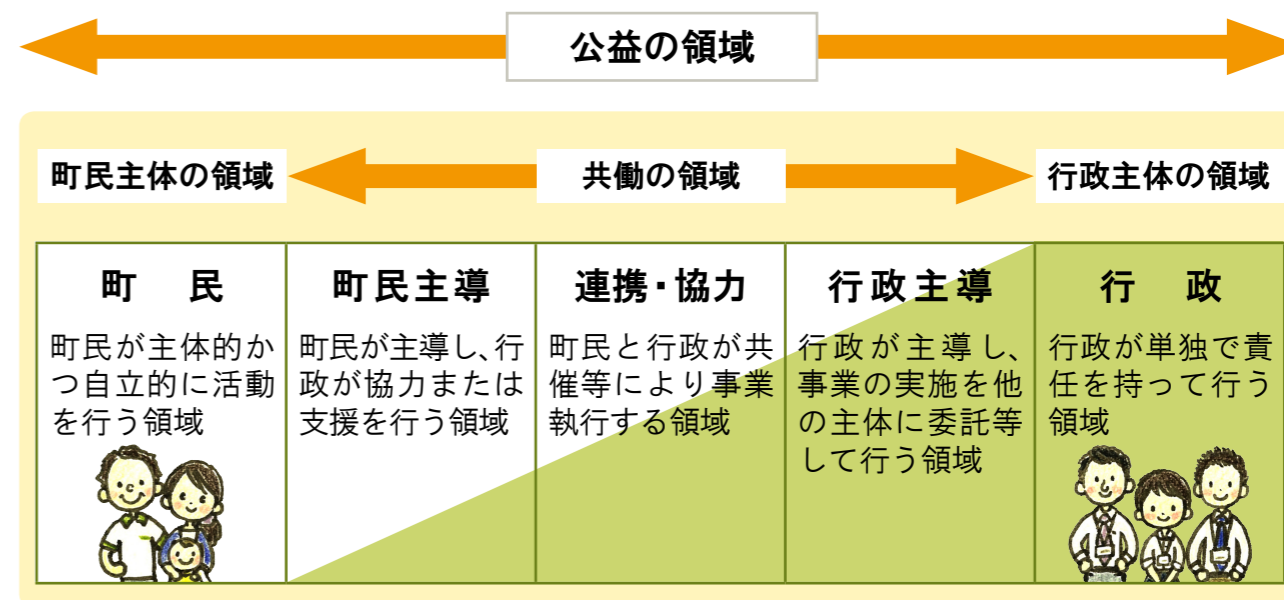
共働事業の推進については、共働することによって効果が上がる事業もあれば、共働の必要性がない事業もあります。

効率的に共働を推進していくためには、地域の課題を「誰がどのように担うことが最も適しているのか」を考える必要があります。

公益的な事業の領域は、次のように町民が主体的かつ自立的に活動を行う領域と、行政が単独で責任を持って行う領域以外に、町民主導、連携・協力、行政主導の領域に分けられます。

共働を推進するには、まずはそれぞれの事業がどの領域に位置づけられるものであるかの判断が必要です。

【 共働の領域 】





5. 共働の形態にはどのようなものがありますか

ここでは、共働を事業としてみた場合、どのような形態があるのかを例示しています。

考え方の基本は、共働を事業として進める場合には、どの手法を使ったほうがより適切にできるか、成果が出るかという視点で選択するという事です。「事業委託でやるから共働になる」とか「補助・助成事業にしたので共働といってよい」と、安易に形態だけを取り上げて、共働であるかどうかを判断しないことが大切です。

① 委託

■形態

企業・行政が実施責任を負う事業を町民活動団体に委託して実施する手法

★効果

- ・町民活動団体の専門性や先駆性及びネットワークを活用することで、町民ニーズに対応したサービスが提供可能となる
- ・町民活動団体にとって、事業の経験やノウハウの習得、団体の社会的信用を高める機会となる

▲注意点

- ・町民活動団体の下請け化につながらないように注意すること
- ・契約書や仕様書の締結に際し、共働の効果が発揮されるような内容にすること
- ・業務委託として事業の丸投げにならないよう留意すること

② 実行委員会、協議会

■形態

町民・町民活動団体・企業・行政で構成された組織が主催者（実施主体）となって事業を行う手法

★効果

- ・様々な組織からメンバーが選出されるため、対等な関係を作りやすい
- ・多くのノウハウが持ち寄られ、効果的に取り組みが進められると同時に、事業を通して新しい交流が生まれる

▲注意点

- ・様々な組織が集まるため、意見交換や情報共有が困難となり、役割分担が不明確になる可能性がある
- ・構成メンバーが長期間にわたり固定化すると、スムーズな運営が困難となり、活動そのものが停滞する可能性があるため、組織の見直し等振り返りの機会を持つこと

③ 共催

■形態

町民活動団体と企業・行政が主催者（実施主体）となって、協力して事業を行う手法

★効果

- ・双方の発意に基づき行われるため、対等な関係で進めやすく、経費の負担等についても柔軟な対応が可能となる
- ・それぞれが持っている情報やノウハウ等を十分に活用しやすい

▲注意点

- ・双方が主催者であることを企画段階から確認しあい、役割分担や責任の範囲、経費の負担等について、事業開始前までに文書化しておくこと

④ 情報交換、情報提供

■形態

町民活動団体と企業・行政の双方が持っている情報を積極的に相互提供し活用する手法

★効果

- ・双方に比較的負担の少ない取り組みで、即効性の高い効果を生み出す

▲注意点

- ・ただ単に情報のやり取りのみを行うのではなく、他の手段と組み合わせる行うこと
- ・単発的ではなく、継続的な情報交換を心がけること

⑤ 助成・補助

■形態

町民活動団体が主体的に取り組む公益的な活動に対し、企業・行政としてその取り組みを推進する必要があると認めるものについて、企画立案のプロセスを町民活動団体と共有した上で、資金的な支援を行って事業を実施する手法

★効果

- ・先駆的あるいは実験的な事業に対して行うことで、自由度の高い活動を活性化させ、より町民ニーズに対応したサービス提供が可能
- ・町民活動団体の能力向上にも寄与

▲注意点

- ・あくまでも地域や社会の課題解決が目的であり、単なる団体支援ではないことを双方が認識しておくこと
- ・継続的な資金の提供は、団体の依存体質を助長することもあるため、期間を限定する等、自主性や自立性を損なわないよう配慮すること
- ・資金提供の成果を測る仕組みを工夫すること
- ・団体の選定に関し、公平性や透明性を保つこと

⑥ 後援

■形態

町民活動団体が行う事業に資金や物品以外の資源を提供する手法

★効果

- ・名義後援等により社会的信用が高まり、さらなる事業効果を生み出すことが期待できる

▲注意点

- ・事業内容に公益性があるかどうかの判断が必要なこと
- ・団体の選定に関し、公平性や透明性を保つこと

⑦ 事業協力

■形態

上記の類型に属さなくても、共働の主体同士の合意のもとに、双方が持つ人材・情報・ノウハウを提供し合い、協力して事業を行う手法

★効果

- ・お互いの対等な関係の中で行うことが可能となる
- ・それぞれが得意なことを持ち寄りやすく、特性や能力を生かした進め方が可能となる

▲注意点

- ・相互の役割、責任分担、取り組みの期間等が不明確になりやすいため、十分な話し合いを行い、事業開始前までに文書化しておくこと



6. 共働することで期待される効果は なんですか

これまで共働について説明してきましたが、それを行うことによってどのような効果が期待されるのでしょうか。ここでは、その効果について具体的に例示します。

 <p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★公共サービスの選択肢が増え、ニーズに合った、きめ細やかなサービスの提供を受けることができます。 ★町民の活動の場が広がり、生きがいづくりや自己実現の機会の創出につながります。 ★町民と行政との距離が縮まることで、行政の施策に参加しやすくなり、町民が主役となる新しい地域社会の形成につながります。
 <p>町民活動団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★団体の持つ特性を生かしながら、活動の目的や理念を効果的に実現する機会が増え、活動の活発化につながります。 ★行政等が持つ情報や資源を活用することにより、質の高い活動を展開することが可能になります。 ★運営基盤の強化や政策提言能力の向上等、組織の成長につながります。
 <p>企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★地域社会の一員として、町民等との結びつきが強化されます。 ★町民等からの理解や評価、社会的信頼が高まり、企業のイメージアップにつながります。 ★共働を通して、新しい社会的事業が広がる可能性があります。
 <p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★異なる発想や行動原理を持つ団体等との共働を行うことにより、職員の意識改革と資質向上につながります。 ★町民活動団体等の様々なノウハウ等を行政施策に取り入れ、ニーズに合ったきめ細やかな行政サービスを提供することができます。 ★町民等の視点からの事業の見直し等により、効率的な財政運営が可能になります。

このように、共働を行うことで生まれる効果には様々なものがあり、さらに相乗効果も期待されます。地域の課題解決に共に取り組むことによって、様々な人や組織がつながりあい、町民の力が地域に生かされる宇美町、今まで以上に暮らしやすい宇美町の実現を目指します。



7. 共働の原則

共働を具体的に進めるにあたり、それぞれの主体が次の原則を共通認識として持つことによって、より良いパートナーシップを築いていくことができます。

- 1 共有の原則**

共働するパートナー同士は、今どんな課題があり、何のために、どのような共働をするのかという、活動に必要な情報を共有することが大切です。
- 2 相互理解の原則**

共働するパートナー同士は、お互いの共通性や違い・特性を理解して協力し合い、相乗効果を生むように努めることが大切です。
- 3 自主・自立の原則**

共働するパートナー同士は、それぞれが自立した存在として役割分担や責任を明確化するとともに、自主性を尊重し、お互いに独自性、専門性を高めることが大切です。
- 4 対等の原則**

共働するパートナー同士は、双方が同じ課題解決の当事者であると認識し、上下の関係ではなく対等な横の関係であり、成果を拡充し、相互に補完し合うことが大切です。
- 5 公開の原則**

共働を進めるときは、その取り組みが誰にでもわかるように透明性を持つ必要があり、積極的に情報公開していくことが大切です。

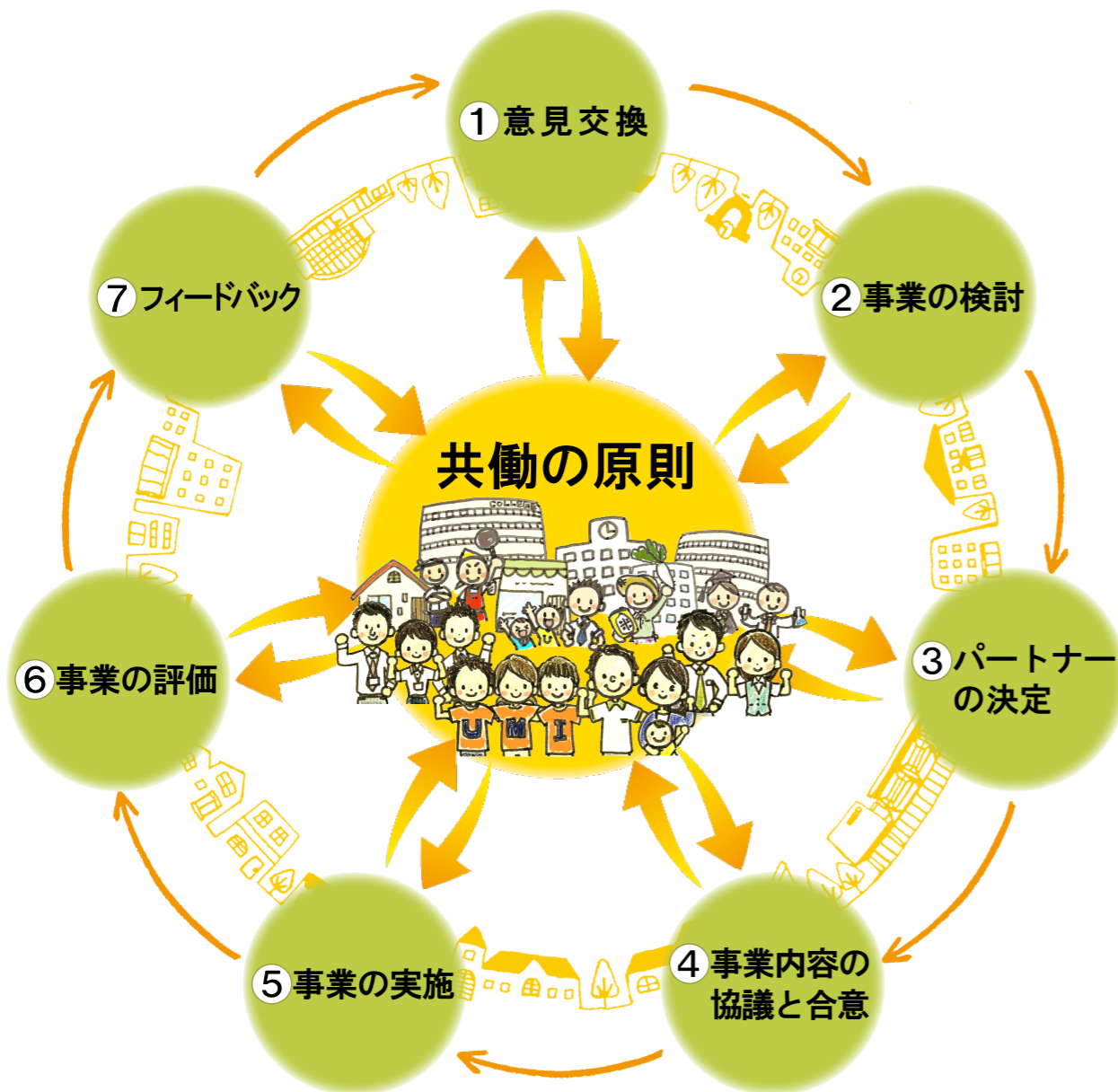


8. 共働を進めるにはどうしたらいいですか

共働を効果的に進めていくためには、それぞれの主体が共通の手順の中で自らの役割を果たしていく必要があります。

ここでは、基本的な手順を説明しますが、事業内容により、柔軟な対応が求められます。「共働の原則」をしっかりと確認しながら、事業の質を高め、相乗効果を生み出す理想的な共働の取組につなげていきましょう。

【基本的な共働の進め方の手順】



① 意見交換

それぞれの主体が実施している事業やニーズ・課題等を互いに提供・収集し、意見交換を行います。

② 事業の検討

ニーズの把握や課題の設定ができたら、事業の検討を行います。共働で行う理由や目的等を明らかにしたうえで、最も効率的かつ効果的と考えられる形態を検討します。

③ パートナーの決定

目的の共有、業務遂行能力の確認等を行い、事業を進めていくパートナーを決定します。

④ 事業内容の協議と合意

それぞれの主体の役割と責任、資金の運用管理、成果目標等、目的の達成のために必要な事項を協議し、合意します。

⑤ 事業の実施

協議の合意事項に基づき、事業を実施します。

⑥ 事業の評価

共働の形態、実施方法、パートナーの選定、目標の達成度、費用対効果等について評価します。共働に関わった主体だけでなく、サービスを受ける町民等による外部評価も行います。

⑦ フィードバック

評価の結果、明らかになった課題の解決方法を考え、事業の見直しや改善を行い、事業の質を高めます。

以上が、基本的な共働の進め方となります。この実践過程で行き詰まった場合だけでなく、順調に進んでいる場合にも、必ず「共働の原則」を再確認し、共働のパートナー同士で話し合いながら事業を実施しましょう。



9. 共働を進めるための環境づくり

共働を進めるためには、行政による環境づくりが必要です。町内で様々な主体が共働を進めていくことができるよう、宇美町は次のような取り組みを行います。

【出会い・交流の促進】

① 出会いと交流、きっかけづくりの場の提供

様々な主体間の顔の見える関係づくりの土台となる出会いと交流の機会を生み出すために、タウンミーティング等の相互理解・意見交換・つながりづくりの場を積極的に提供します。町民や町民活動団体等が地域の課題や公共的な問題に関わっていくきっかけづくりや、様々な主体間での情報及び課題の共有を促進することを目指します。



【共働の担い手の育成と支援】

② 職員の意識改革の推進

町職員の共働に対する意識の醸成や、共働への理解を深めるための研修を実施します。町民等との共働を進めていくうえで必要な町の業務について専門性を高めるとともに、コミュニケーション能力の向上に努めます。



③ 人材育成

まちづくり講演会や人材育成講座を開催し、町民のまちづくりに対する関心を高め、主体的かつ自主的に共働を推進したり、まちづくりに参加する人材を育成します。

④ 宇美町ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」との連携

NPOやボランティア等の公益性のある活動に取り組む町民や町民活動団体を幅広く支援するため、宇美町ボランティア・町民活動支援センター「ふみらぼ」と連携しながら、町民活動情報コーナーの設置やホームページによる広報・情報提供、窓口相談、町民活動団体向けの講座の開催等を実施します。



【支援制度の拡充】

⑤ 情報公開の推進

町民活動団体等が町の情報をより活用しやすくするための仕組みとして、様々な情報媒体の活用、行政情報のデータベース化と有効活用、行政情報や政策決定過程情報の提供等、情報公開の推進に努めます。

⑥ 共働推進窓口の設置

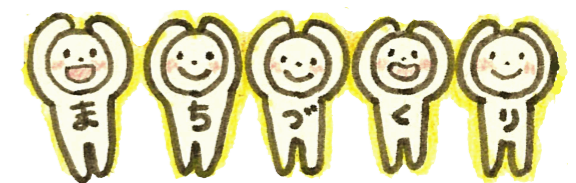
町民活動団体等からの共働に関する相談や提案を積極的に受けとめるための「共働推進窓口」を設置します。宇美町役場における共働の総合窓口を共働のまちづくり課とし、実際に取り組むにあたっての不安や悩み、あるいは実務上の課題などについての相談にも対応し、課題解決型の相談体制の構築を進めます。

⑦ 共働事業提案制度の検討

地域の課題を町民活動団体等が主体的に解決できるように、宇美町に対して事業の共働実施を提案する仕組みづくりを検討します。また、その取り組みを通して、共働事業実施の経験値を高めていくことを目指します。

⑧ 共働のまちづくり推進委員会（仮称）の設置

町民、町民活動団体、企業、行政等、様々な主体から組織された「共働のまちづくり推進委員会（仮称）」を設置し、共働事業の検証・評価等を公正に実施し、その成果を今後の共働事業に生かします。





おわりに

この指針は、宇美町における共働を進めるための基本的な考え方をまとめたものです。現在、すでに共働によって事業に取り組んでいる皆さん、これから共働により新しい事業を始めようとする皆さんにとって、活動の参考となることを期待しています。

今後、宇美町では、具体的に共働を推進していくにあたり、より実践的な手引書や事例集の作成を検討しています。

また、社会情勢の変化や、共働事業の検証・評価等を様々な主体の視点から分析し、この指針の内容を見直すことも必要です。

多様な共働の取り組みを積み重ね、この指針を充実させながら、「まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり」の実現を目指していきます。



用語集

【あ】

NPO（エヌピーオー・Non-Profit Organization）

企業や行政では解決できない社会的問題の解決のために、非営利で活動する民間組織。狭義では、特定非営利活動促進法（1998年）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

【か】

共働

共働とは、地域の課題解決や町民主体のまちづくりを実現するための手法の一つであり、町民等や行政の様々な主体が相乗効果を上げながら新たな仕組みや事業を創り出すことをいう。

公益

公共の利益。社会一般の利益。

【さ】

CSR（シーエスアール・Corporate Social Responsibility）

企業の社会的責任。企業は利益を追求するだけではなく、環境保護・人権擁護・地域貢献等の社会的責任を果たすべきであるという考え方。

総合計画

市町村が策定するすべての計画の基本となり、行政運営を総合的・体系的に進めるための指針として位置づけられる計画。

【た】

タウンミーティング

主に地域における生活に関わる事項を話題とする、町民と政治家・行政等による対話型集会。

データベース

特定のテーマに沿って系統的に整理・管理された情報の集まりを、検索や抽出等の再利用ができるようにしたもの。

【は】

パートナーシップ

複数の主体が、同一の目的を共有し、その達成のために力を合わせ、対等な関係において活動すること。

フィードバック

結果に含まれる情報を原因に反映させ、原因側の調整をはかること。

ボランティア

自ら進んで社会貢献活動に参加する人。

